## 介護職員等特定処遇改善加算に関する情報公開

## 1. 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みが行われてきました。 直近では、令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までを取得していること。
- B 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、 それぞれ1つ以上取り組んでいること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた 見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを 活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を 公表していることです。

## 3. 職場環境要件の提示

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)に つきまして、以下の通り公表いたします。

資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・
	分煙スペース等の整備
その他	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減